

沖縄に係る関税制度上の特例措置

令和3年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
内閣府
経済産業省
財務省関税局

1. 現行制度の概要

沖縄の総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、関税制度上の特例措置として、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）等において、（１）特定免税店制度及び（２）選択課税制度等を講じている。これらの措置は、沖振法自体とともに、令和４年３月３１日に適用期限が到来する。

（１）特定免税店制度

沖縄から沖縄以外の本邦の地域へ出域する旅客が、税関長の承認を受けた小売業者から沖振法に規定する旅客ターミナル施設等（注１）において購入した物品、又は当該小売業者から沖振法に規定する特定販売施設（注２）において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であって、当該旅客により当該出域の際に携帯して移出されるものについて、２０万円の範囲内で関税を免除するものである（沖振法第２６条、暫定法第１４条）。

暫定法上、２年間の適用期限が令和４年３月３１日に到来する。

（注１）空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設（例：国内線ターミナル内の特定免税店）

（注２）観光地形成促進地域内の特定販売施設（例：市中の特定免税店）

（２）選択課税制度等

国際物流拠点産業集積地域（以下「物流地域」という。）（注３）の保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い方を輸入者が選択できる制度である（沖振法第４７条等、暫定法第１３条）。

暫定法上、１年間の適用期限が令和４年３月３１日に到来する。

（注３）国際物流拠点産業集積地域とは、開港又は税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接等している地域であり、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域として沖縄県知事が定めるもの（現在、「那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市」、「うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）」が定められている。）。
うるま、浦添、豊見、宜野湾、糸満、中城湾港新港地区

また、沖振法の規定により物流地域の区域内において保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可を受けた者が納付すべき当該許可に係る手数料（以下「保税蔵置場等許可手数料」と

いう。)について、2分の1に軽減することとしている（沖振法第46条等、税関関係手数料令第13条の5）。

沖振法とともに、その適用期限が令和4年3月31日に到来する。

2. 改正要望の内容

現行の沖振法が令和4年3月31日に期限を迎えること等を踏まえ、内閣府及び経済産業省においては関税上の特例措置を含めた期限後の沖縄振興策を検討しており、期限の延長をはじめ所要の改正を行う法律案を次期通常国会に提出する予定としている。当該法律案が成立することを前提として、内閣府等は、令和4年度関税改正要望として以下の事項を要望している（以下、改正後の沖振法を「改正沖振法」という。）。

（1）特定免税店制度

- ・特定免税店制度の適用期限を2年延長すること（令和5年度末まで）。
- ・インターネット（オンライン）で事前購入し、沖縄の旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品についても制度の対象とすること。

（2）選択課税制度等

- ・選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用期限を3年延長すること（令和6年度末まで）。
- ・改正沖振法上において物流地域の一部が拡大される場合（現行のうるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）をうるま市全域及び沖縄市全域に拡大）には、当該拡大された物流地域においても選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用を認めること。

3. 検討

（1）特定免税店制度

特定免税店制度は、関税法上、外国扱いされていた占領下の沖縄からの土産品に適用されていた携帯品免税の機能を実質的に引き継いでいるものであり、沖縄の歴史的・地理的な特殊事情を考慮し、他の地域にない極めて特別な制度として、平成10年度に創設されたものである。同制度については、その創設以降、沖縄の観光振興及び雇用促進に一定の効果をもたらしている。

（参考1）内閣府等によれば、年間訪問者数53.7万人（令和元年度）

沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、改正沖振法に係る来年

度以降の法的措置が講じられることを前提に、沖縄の特区・地域制度以外の特例措置の延長要望期限と合わせて、特定免税店制度の適用期限を2年延長することが適当と考えられる。

また、インターネットでの販売形態が普及する中、本制度において、インターネットでの免税品の事前購入を可能とすれば、観光旅客の利便性の向上が期待される。なお、観光振興策であることに鑑み、購入物品の引渡しについては、沖縄の旅客ターミナル施設等（空港等）で行うとの現行制度を維持することが適当と考えられる。

（参考2）成田・羽田空港内の免税店では、インターネットでの事前購入が可能（購入物品の引取りは空港内）。

（2）選択課税制度等

選択課税制度は、沖振法に基づく物流地域に関する各種税制上の特例措置の一環として平成10年度に創設されたものであり、物流地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっており、今後、制度の利用が見込まれている。

那覇空港第2滑走路の供用が開始（令和2年3月）された中、物流地域の一部が拡大され、物流拠点としての機能が向上すれば、今後、物流地域における更なる産業の集積が期待される。

また、現在、物流地域においては、12の保税蔵置場が保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用を受けており、物流地域における企業立地のインセンティブが高まり、更なる産業の集積に一定の効果を果たしている。

（参考3）物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）は約630㎡となっており、当該保税地域の許可手数料は2分の1に軽減（12,200円/月→6,100円/月）。

沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、改正沖振法に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、物流地域に関する他の税制上の特例措置の延長要望期限と合わせて、選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用期限を3年延長することが適当と考えられる。

また、改正沖振法上において物流地域の一部が拡大される場合、他の税制上の特例措置とともに選択課税制度や保税蔵置場等許可手数料の軽減措置を活用することで、物流地域における更なる産業の集積を図ることとなることから、これらの制度の対象を当該拡大された物流地域においても認めることが適当

と考えられる。

4. 改正の方向性

沖縄の歴史的・地理的な特殊事情に鑑み、沖縄の振興に寄与するため、改正沖振法に係る来年度以降の法的措置が講じられることを前提に、関税制度上の特例措置である（１）特定免税店制度について適用期限を２年延長すること、並びに（２）選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減について適用期限を３年延長することが適当ではないか。

また、（１）特定免税店制度について、観光旅客の利便性向上を図るため、旅客ターミナル施設等（空港等）で購入物品の引渡しを行うとの現行制度を維持した上で、インターネットでの免税品の事前購入を可能とすることが適当ではないか。

さらに、物流地域の一部（うるま・沖縄地区）が拡大される場合、物流地域における更なる産業の集積を図るため、（２）選択課税制度及び保税蔵置場等許可手数料の軽減の適用を当該拡大された物流地域においても認めることが適当ではないか。